

兵庫県外国人県民共生会議設置要綱

(設置目的)

第1条 全ての兵庫県民が豊かで暮らしやすい国際性ゆたかな共生社会の実現を推進するため、外国人県民に関わる諸課題について、行政と外国人県民等が協議する兵庫県外国人県民共生会議（以下「会議」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 外国人県民に係る施策の推進に関すること。
- (2) 外国人県民の視点を生かした地域づくりに関すること。
- (3) 外国人県民と日本人県民の交流の促進に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

(構成)

第3条 会議は、次の団体等の構成員のうち、別表に定める団体等の推薦する者及び県関係部局職員で構成する。

- (1) 外国人団体
 - (2) 県内市町団体
 - (3) 県内国際交流団体
- 2 協議事項の内容に応じて学識経験者等を招へいすることができる。

(会議)

第4条 会議は、年間1回程度開催する。

(費用弁償)

第5条 県関係部局を除く会議参加者には、県旅費規程に基づく旅費を支給する。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、兵庫県産業労働部国際局国際課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別途定める。

(附則)

1 この要綱は、平成11年8月30日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成14年5月27日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、令和3年11月4日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別紙)

兵庫県外国人県民共生会議構成団体

	団体	備考
1	NPO法人関西ブラジル人コミュニティCBK	
2	神戸華僑総会	
3	加古川フィリピンコミュニティ	
4	在日本印度商業会議所	
5	在日本大韓民國民団兵庫県本部	
6	(一社) ひょうごラテンコミュニティ	
7	Community House & Information Center (CHIC)	
8	ベトナム夢KOBE	
9	兵庫県外国人学校協議会	
10	(学) 兵庫朝鮮学園	
11	NPO法人ミャンマーKOBE	
12	NPO法人NGO神戸外国人救援ネット	
13	NPO法人たかとりコミュニティセンター	
14	NPO法人神戸定住外国人支援センター	
15	兵庫県市長会	
16	兵庫県町村会	
17	(公財) 兵庫県国際交流協会	
18	(公財) 神戸国際コミュニティセンター	